

## 厚生年金保険料等の納付の猶予（特例）の電子申請に係るQ & A

Q 1 納付猶予（特例）の申請を電子申請で行うことができますか。

A 1 「e-Gov」から納付猶予（特例）の電子申請ができるようになりました。

Q 2 電子申請は、どのように行うのですか。

A 2 電子申請では、申請者の本人確認をするために「電子証明書」が必要となります。電子証明書は、「認証局」と呼ばれる機関が発行していますので、発行には手数料がかかります。詳細は、日本年金機構ホームページか、e-Gov ホームページを参照してください。

Q 3 電子申請をする際に、「e-Gov」の入力画面に表示される申請書様式名を教えてください。

A 3 「e-Gov」の入力画面に表示される申請書様式名は、「納付の猶予（特例）電子申請用送付書」です。申請に当たっては「納付の猶予（特例）申請書」をPDFにより電子添付してください。

Q 4 CSVファイルを添付することで申請することはできますか。

A 4 CSV形式届書には対応していないので、日本年金機構ホームページから「納付の猶予（特例）申請書」をダウンロードの上、PDFもしくはJPEG形式のファイルで電子添付して申請してください。

Q 5 電子申請の納付猶予（特例）申請書に押印は必要ですか。

A 5 電子申請では、電子証明書が、書面による手続きの際の印鑑に相当しますので、電子申請の「納付猶予（特例）申請書」に押印は必要ありません。

Q 6 電子申請した納付猶予（特例）の結果はどのようにしてわかりますか

A 6 審査結果については、通知書を郵送することでお知らせします。

Q 7 GビズIDを利用して電子申請することはできますか。

A7 現在のところ、GビズIDを利用した電子申請には対応していません。申し訳ありませんが、電子申請を利用される場合は、「電子証明書」を取得していただき、「e-Gov」からの申請をお願いします。